

日本消防検定協会認可手数料表

平成20年3月31日



日本消防検定協会

平成 16 年 5 月 27 日
改正 平成 20 年 3 月 31 日

認 可 手 数 料 の 額 に つ い て

日 本 消 防 検 定 協 会
理 事 長 木 挽 孝 紀

(認可手数料の額)

日本消防検定協会業務方法書(以下「方法書」という。)第 19 条第 1 項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

2 特殊消防用設備等の性能に関する評価手数料
方法書第8条の性能評価(性能検証試験を除く)

区 分	手 数 料 の 額
特殊技術設備の数が一のもの	1 件につき 200 万円
特殊技術設備の数が二以上のもの	1 件につき 300 万円 (特殊技術設備の一つを除き既認定のものにあっては、250 万円、全てが既認定のものにあっては、200 万円)
特殊技術設備の評価が簡易なもの	1 件につき 125 万円

備 考

- 1 特殊技術設備とは、特殊消防用設備等を警報設備、消火設備若しくは避難設備又はその他の設備に区分したときの設備をいう。
- 2 既認定のものとは、既に法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等を用いるときの当該特殊消防用設備等に係る特殊技術設備をいう。
- 3 理事長は、評価の申請内容を斟酌し、評価に要する経費と上記手数料の額とに著しい相違があると認めるときは、上記手数料の額にかかわらず、本表に定める手数料の額の範囲内で、評価に要する経費相当額とすることができる。
- 4 性能検証試験の手数料は、必要とする試験内容に応じてその都度定める。

(適用)

この定めは、平成16年6月1日から実施する。

(適用)

この定めは、平成20年7月1日から実施する。